

## 若桜町未来ビジョン策定業務プロポーザル実施要領

### 1 業務名

若桜町未来ビジョン策定業務（以下「本業務」という。）

### 2 目的

本要領は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、本業務の委託先を選定する手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### 3 業務の概要

- (1) 内 容 別添「若桜町未来ビジョン策定業務仕様書」のとおり（以下「仕様書」という。）
- (2) 履行期限 令和2年3月10日
- (3) 予 算 額 6,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

### 4 参加資格

- (1) このプロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たしているものとする。
  - ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ②国や地方公共団体のまちづくり計画策定や住民が参画する会議の運営又は支援等の業務について受託実績があること。
  - ③公募開始日から企画提案書提出日までの間、若桜町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（平成12年3月27日告示第6号）又はその他の法令の規定による指名停止を受けていないこと。
  - ④公募開始日から企画提案書提出日までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
  - ⑤国税及び地方税を滞納している者でないこと。
  - ⑥若桜町の契約等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成25年若桜町告示第78号）第3条に規定する者（以下「排除措置対象者」という。）でないこと。入札参加者が排除措置対象者であるかどうかを警察に照会する場合がある。
- (2) 2者以上の提案については、以下の形態とする。

2者以上による共同提案は可能とし、上記（1）①～⑥を全て満たす者で構成すること。契約締結は代表者を行うこととし、代表者は業務全体の進行管理、とりまとめ等を行う。

### 5 募集方法

若桜町ホームページへの掲載

### 6 配布書類

- (1) 配布期間  
令和元年9月25日（水）から令和元年10月21日（月）15時まで
- (2) 入手方法  
若桜町ホームページからダウンロード  
[町ホームページ] <http://www.town.wakasa.tottori.jp/>
- (3) 配布書類一覧
  - ・若桜町未来ビジョン策定業務プロポーザル実施要領（本要領）
  - ・若桜町未来ビジョン策定業務仕様書
  - ・質問書（様式第1号）
  - ・参加表明書（様式第2号）
  - ・業務実績調書（様式第3号）

- ・企画提案書届出書（様式第4号）
- ・業務体制表（様式第5号）
- ・見積書（様式第6号）

## 7 質問及び回答

本実施要領及び仕様書に関し不明な点がある場合は質問書（様式第1号）の提出により行うこととし、審査に支障をきたす質問や電話又は口頭による質問については受付けない。

- (1) 提出期限 令和元年10月2日（水）午後3時まで
- (2) 提出方法 MicrosoftWord 文書により、電子メールで提出すること。
- (3) 提出先 若桜町ふるさと創生課 E-mail : furusato@town.wakasa.tottori.jp
- (4) 回答方法 令和元年10月4日（金）中に若桜町ホームページ上にて公表する。

## 8 参加表明

参加を希望する場合は、次の書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和元年10月9日（水）午後3時まで
- (2) 提出書類
 

参加表明書（様式第2号）	1部
会社概要（様式自由、ただしA4版とする。）	7部
業務実績調書（様式第3号）	7部
納税証明書（本提出直前1か月以内に発行されたもの）	1部
ア 都道府県税に滞納がないことの証明書	
イ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書	
- (3) 提出方法 持参又は郵送による
- (4) 提出先 若桜町ふるさと創生課 〒680-0792 鳥取県八頭郡若桜町若桜 801-5

## 9 企画提案書等

参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和元年10月21日（月）午後3時まで
- (2) 提出書類

提出書類	留意事項
企画提案書届出書（様式第4号）	・社長、営業所等の代表印を押印すること。
企画提案書（様式任意）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用紙サイズはA4、両面利用可で5ページ以内とする。</li> <li>・企画提案書（任意様式）は、別紙仕様書に基づき、次の内容を示すこと。               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 懇話会の進め方</li> <li>イ 懇話会意見の抽出、まちづくり計画への反映手法</li> <li>ウ 民意醸成手法（ワークショップ・講演会は原則必須）</li> <li>エ その他提案事項</li> </ul> </li> <li>・業務推進にあたり独自の提案がある場合は、その内容及び考え方と理由を記入すること。</li> </ul>
業務工程表（任意様式）	・業務行程及び町との役割分担を具体的に記載すること。
業務実施体制（様式第5号）	・本業務に関わる者（予定）について、経歴・実務年数・従事業務など必要事項を記入すること。
見積書（様式第6号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務予算額の範囲内で具体的積算内訳を添付すること。</li> <li>・見積金額及び内訳金額は消費税及び地方消費税相当額（10%として取扱う。）を含めた額とする。</li> </ul>

- (3) 提出部数 7部（企画提案書届出書（様式第4号）及び見積書（様式第6号）は、正本1部のみ押印し、残り6部は複写とする。）
- (4) 提出先 7の（4）と同じ
- (5) 提出方法 持参または郵送により提出する。

(6) その他

- ① 提出書類は返却しない。
- ② 提出書類を受理した後は、いかなる理由を問わずその変更は認めない。

10 事業者の選定

(1) 事前審査

応募者が多数の場合は、提出された書類により事前審査を行い、プレゼンテーションに参加する事業者を5者程度まで選定することがある。

(2) プレゼンテーション

- ①実施予定日時 令和元年10月24日(木) ※時間は別途連絡する。
- ②実施場所 若桜町役場 ※詳細は時間と併せ別途連絡する。
- ③実施方法 1事業者30分以内とし、内訳は下記のとおりとする。
  - ア 提案書の概要・詳細説明(20分以内)  
企画提案書を使用し企画詳細を説明すること。説明時間は20分以内とし、説明途中であっても延長は認めない。
  - イ 質疑応答(10分以内)  
審査員からの質問に対して回答することとし、応募者から審査員への質問は認めない。
- ④その他
  - ア 1事業者あたり参加者は3名までとし、本業務の担当者は必ず出席すること。
  - イ 提出資料を基に行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。
  - ウ プロジェクター等の使用は不可とする。

(3) 選定方法

若桜町が設置する「若桜町未来ビジョン策定業務審査委員会」において、以下の審査基準に基づき各審査員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して行う。最高得点を得た者を優先的に協議を行う候補者として選定する。なお、得点の合計が一番高い者について、同点の候補者が複数いる場合は選考委員の多数決をもって決し、なお同数の場合は委員長に一任するものとする。

なお、合計得点が総得点の5割に達しない者は選定しないものとする。

審査基準

審査項目	評価の観点	配点
企画提案	■理解度 人口減少問題等、地方自治体が抱える諸課題を理解し、国・県・市町村レベルでの全国的な動態を把握したうえで、本町の魅力や現状と課題が反映された企画となっているか。	30点
	■企画力 懇話会の効果的な運営と諸課題に対応できる「未来ビジョン」の策定が期待できる内容となっているか。	30点
	■業務工程 適切な業務行程が組まれているか。	10点
信頼性	■業務実績・実施体制 過去の実績から十分な業務遂行能力があると判断でき、業務遂行のための適切な人員配置となっているか。	20点
見積価格	仕様書に基づき経費の内訳が明確に示されており、妥当な金額か。	10点

(4) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に全ての提案者の順位及び得点を文書(電子メール)で通知するものとする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。また、審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。

## 11 契約の締結

契約は、選定された優先委託候補者と若桜町の間で協議を行い、協議が整った場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約により、本業務の実施に係る契約を締結することを原則とする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案内容（見積内容を含む。）をもってそのまま契約するとは限らないことに留意し、最終的な業務仕様については事業者との協議により決定する。

また、選定された優先委託候補者との協議が不調に終わった場合又は辞退や失格、その他の事由により契約が不可能となった場合は、選考委員会において次点とされた者と協議を行う。

## 12 失格要件

次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 4に掲げる参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
- (3) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (6) その他、審査委員会が社会通念に照らして失格にあたる事由があると認める場合。

## 13 スケジュール

項 目	日 程
プロポーザル公告	令和元年 9月25日(水)
質問書の提出期間	令和元年 9月25日(水)～令和元年10月 2日(水) 15時迄必着
質問に関する回答	令和元年10月 4日(金)
参加表明書の提出期間	令和元年 9月25日(水)～令和元年10月 9日(水) 15時迄必着
企画提案書等の提出期間	令和元年10月 9日(水)～令和元年10月21日(月) 15時迄必着
プレゼン・審査会	令和元年10月24日(木) ※予定
審査結果の通知	令和元年10月25日(金) ※予定
契約協議開始	令和元年10月28日(月) ※予定

## 14 留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に係る諸経費等は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出期限以後の書類の再提出、差替え、修正、追加等は認めない。ただし、審査委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。
- (3) 提出された書類は、審査目的外の使用はしない。
- (4) 選定された者の提案書に係る著作権の帰属については契約時に取り交わす契約書で定めるものとする。ただし、契約締結前には提案者に帰属するものとする。なお、選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
- (5) 本業務に関して、提案事業者が1社のみの場合であっても、選考委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (6) 本公募型プロポーザルにおいて知り得た情報（周知の情報は除く。）は、本公募型プロポーザルの目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。また、本公募型プロポーザルへの関わりがなくなった時点で、若桜町から配布された資料及びその他知り得た情報については、適切に破棄すること。
- (7) 契約金の支払いは業務完了後とする。